

関係法令等（抜粋）

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）

（中長期目標）

第三十五条の四 主務大臣は、五年以上七年以下の期間において国立研究開発法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定め、これを当該国立研究開発法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中長期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中長期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）

二 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中長期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かななければならない。

4 主務大臣は、前項の規定により中長期目標に係る意見を聴こうとするときは、研究開発の事務及び事業（軽微なものとして政令で定めるものを除く。第三十五条の六第六項及び第三十五条の七第二項において同じ。）に関する事項について、あらかじめ、審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「研究開発に関する審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

5 主務大臣は、研究開発に関して高い識見を有する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。）を研究開発に関する審議会の委員に任命することができる。

6 前項の場合において、外国人である研究開発に関する審議会の委員は、研究開発に関する審議会の会務を総理し、研究開発に関する審議会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、研究開発に関する審議会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

独立行政法人の目標の策定に関する指針（総務大臣決定）

Ⅲ 5（1）

⑤ 「評価軸」の設定

主務大臣は、各国立研究開発法人の役割（ミッション）、それぞれの目標に応じ、国立研究開発法人、研究開発に関する審議会の意見等を踏まえ、目標策定時に適切な評価軸を設定し、法人に提示する。

ここで言う評価軸とは、例えば、科学的・技術的観点、社会的・経済的観点、国際的観点、時間的観点、妥当性の観点、マネジメントの観点、政策的観点等を踏まえて設定されるものであり、研究開発の事務及び事業を評価するに際しての重要な視点となるものである。

評価に当たっては、それぞれの目標に応じて設定した評価軸を基本として評価する。その際、定性的な観点、定量的な観点の双方を適切に勘案して評価することが重要である。

また、それぞれの目標等について考えられる評価軸を網羅的に挙げて、それらを全て評価軸として設定することに重点を置くのではなく、むしろ、それぞれの研究段階、研究特性、研究方法等を踏まえて、評価軸の重み付けを行い、評価すべきことをしっかりと評価することを重視して厳選した評価軸を設定することが重要である。また、評価軸は、科学技術イノベーション政策等の国の諸政策の推進の観点とも適切に整合性が図られたものとす

ることに留意する。

⑥ 評価軸と関連する指標等の設定について

上記⑤のとおり、評価軸を基本として評価する際は、定性的な観点、定量的な観点の双方を適切に勘案して評価することが重要である。

評価軸と関連する指標等として、次の i から iii までを十分踏まえつつ、法人の取組状況並びにアウトプット及びアウトカムに着目した指標等を設定する。

i 指標等の設定に当たっては、定量的水準・観点を十分考慮する。

ii ただし、定量的な指標となり得る論文発表数、論文被引用度、特許出願件数等については、必ずしもこれらがアウトカムに直結するとは限らない場合があるほか、法人としてこれらの数値を上げること自体が安易に目的化することは必ずしも適当ではない場合がある。また、これらの指標を評価・評定の基準として取り扱う指標（評価指標）として設定することにより、近視眼的、断片的な研究開発を助長するおそれも考えられる。

iii このため、主務大臣は、指標を設定する場合には、研究開発の現場への影響等についても十分考慮し、評価・評定の基準として取り扱う指標（評価指標）と、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標（モニタリング指標）とを適切に分け、当該指標がどちらなのかを明示する。前者の例としては開発目標に係る技術仕様、後者の例としてはハイリスク・ハイリターンな挑戦的な目標に係る論文発表数や共同研究件数等が考えられる。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）

（宇宙開発利用に関する基本的な計画）

第十九条 主務大臣は、通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標（次項及び次条において「中長期目標」といい、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務に係る部分を除く。）を定め、又は変更するに当たっては、宇宙基本法第二十四条に規定する宇宙基本計画に基づかなければならない。